

## 議案第7号

### 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のおり鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合は、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」と

いう。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「<u>法</u>」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、<u>法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に、<u>人権ひろば21に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>人権ひろば21の施設設備の維持管理に関する業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(2) 前号に掲げるもののほか、人権ひろば21の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。）

(開館時間及び休館日)

第6条 人権ひろば21の開館時間は、指定管理者があらかじめ知

事の承認を得て定める。

2 人権ひろば21の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第7条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があるとき、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(行為の制限等)

第3条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、人権ひろば21の管理を社団法人鳥取県人権文化

(規則への委任)  
第9条 略

センターに委託する。

(規則への委任)  
第6条 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第4条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。